令和3年度第1回

東久留米市特別職報酬等審議会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月15日(水) 午前9時30分~午前10時48分
- 2 場 所 東久留米市役所 4階 庁議室
- 3 出席者 東久留米市特別職報酬等審議会

会長 篠宮 朋教

委員 青木 真理

委員 有賀 康明

委員 井田 清治

委員 名和 卓良

委員 松本 誠一

委員 吉田 利宏

事務局

総務部長 佐々木 弘治

総務部総務課長 関 知紀

総務部総務課庶務担当主査 田村 泰宣

総務部総務課庶務担当 髙島 恭子

- 4 議 題 (1) 会長の選出
 - (2) 副会長の指定
 - (3) 諮問
 - (4) 審議会の運営について
 - (5) 関係資料の説明
 - (6) その他
- 5 その他
- 6 配布資料 ・資料 1 東久留米市特別職報酬等審議会委員名簿
 - ·資料 2 東久留米市特別職報酬等審議会条例
 - ・資料 3-1 特別職報酬等改定の推移
 - ・資料 3-2 市長等給料額の特例条例適用状況(H27年度以降)
 - ・資料 3-3 議員報酬額の特例条例適用状況(H23年度以降)

- ・資料 4-1 多摩26市特別職報酬等調べ
- ·資料 4-2 多摩 26 市特別職報酬額順位表
- ・資料 4-3 特別職報酬等近隣市(4市)との比較表
- ・資料 4-4 特別職報酬等類似団体(5市)との比較表
- ・資料 5 多摩26市の特別職の期末手当
- · 資料 6 期末手当支給実績
- ·資料 7 特別職報酬等年間支給額(令和2年度)
- ・資料 8 職員の職階別平均支給給与額(令和2年度支給額)
- ·資料 9 令和2年度多摩26市決算状況
- ・資料 10 令和3年度東京都26市の概要
- ・資料 11 多摩26市の市議会活動状況
- ・資料 12 東久留米市特別職の報酬等の適正額について(答申)
- 7 傍聴者(「5 その他」のみ) なし

【議題(1) 会長の選出】(会長選出まで総務部長が進行。)

【総務部長】

それでは、すみません、お時間になりましたので始めさせていただきたいと思います。 本日は大変お忙しいところ、東久留米市特別職報酬等審議会のほうに御出席を賜りま して、誠にありがとうございます。後ほど並木市長よりご諮問をさせていただきますけ れども、重要な案件での審議に当たりまして、様々お力添えをいただければと思ってお りますので、よろしくお願いいたします。

申し遅れましたが、総務部長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。会 長が決まるまで、私のほうで進行させていただきますので、よろしくお願いをいたしま す。

恐縮ではございますが、着座にて進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、ちょっと確認をさせていただきます。恐縮ではございますが、会議録作成に 当たりまして、録音のほうをさせていただいております。御容赦いただきたいと思いま す。

それでは、初めに並木市長より委嘱書の交付をさせていただきたいと思います。市長、 よろしくお願いいたします。

【市長】

委嘱書、() 殿。東久留米市特別職報酬等審議会委員に委嘱します。令和 3年12月15日、東久留米市長、並木克巳。どうぞよろしくお願いします。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【市長】

委嘱書、() 殿。以下同文になります。どうぞよろしくお願いします。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【市長】

委嘱書、() 殿。以下同文になります。どうぞよろしくお願いします。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【市長】

委嘱書、() 殿。以下同文になります。どうぞよろしくお願いします。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【市長】

委嘱書、() 殿。以下同文になります。どうぞよろしくお願いします。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【市長】

委嘱書、() 殿。以下同文になります。どうぞよろしくお願いします。

【委員】

よろしくお願いいたします。

【総務部長】

それでは、進めさせていただきたいと思います。

開会に当たりまして、並木市長より御挨拶を申し上げていただきます。

【市長】

それでは、改めまして、皆さん、おはようございます。

師走のお忙しい中、おいでをいただきまして大変ありがとうございます。また、この たび、特別職報酬等審議会を開催させていただくに当たりまして、委員の皆様方には 快く委員御就任のご受諾いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。本当にあり がとうございます。

現下の東久留米市を取り巻く社会経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、先行きが不透明な大変厳しいものがございます。そういった中で、特別職の報酬についてどうあるべきなのかといった御意見等もいろいろな場面で御指摘をいただいております。

平成15年に特別職報酬等審議会を開かせていただいたわけでございますが、特別

職の報酬の在り方について、改めて御審議を賜りたく、18年ぶりに同審議会を開催させていただいたところでございます。

この18年の間に、社会情勢も大きく変化をしているところでございますので、どうぞ、皆様方の御議論を賜りますよう、今後の審議に当たりましての心よりのお願いと、委員に御就任いただきました御礼を申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【総務部長】

それでは、初めての会議でございますので、自己紹介をお願いしたいと思います。 それでは、恐縮ですが () 委員さんから。

【委員】

初めまして。○○町在住の()と申します。

結婚して2子が生まれまして、こちらに引っ越してきて、それから30年間ずっとお世話になっております。娘は東久留米っ子ということになりますけれども、私は3年前に食品メーカーの広報室の消費者担当をさせていただいておりまして、具体的には、お客様相談室のいろんな意見とか、そういったものを集めまして、分析して商品に役立てるという仕事だと思いますけれども、その中で体験したのは、やはり企業側ではなくてお客様の声というか、消費者の方の意見とか、そういう率直な要望とかが割と新しい商品とか、いいサービスにつながるということを体験しました。

今回、審議会に応募するに当たりまして、何か力不足でと躊躇しましたけど、市民 としての率直な意見が出せればなと思いまして、参加させていただくことにしました。 どうぞよろしくお願いします。

【委員】

皆さん、改めまして、おはようございます。私、生まれも育ちも東久留米で65年、 今現在に至っておるわけでございますが、東久留米商工会会長として7年目に当たり ます。

日頃、私、いつも思うのですが、やっぱり東久留米のために少しでも力になればと 思っておりますので、微力ではございますが、皆さん、どうぞよろしくお願いいたし ます。

【委員】

東京税理士会、東村山支部所属の税理士の()と申します。よろしくお願いいたします。

私の祖父が東久留米市出身ということもございまして、私自身も現在、東久留米市本

町に税理士の事務所を置いて開業しております。皆様方、よろしくお願いいたします。

【委員】

おはようございます。東久留米市シルバー人材センターの会長をしております() と申します。皆様方には日頃から大変お世話になっておりまして、この席を借りまして、 御礼を申し上げたいというふうに思います。

今回、審議会の委員ということでございますが、ちょっと力不足かもしれませんが、 委員の務めを果たせるようにしっかりやりたいと思います。どうぞよろしくお願いいた します。

【委員】

おはようございます。東久留米市社会福祉協議会の会長をやっております()と申します。私も東久留米で生まれ育ちということでございまして、本職は農業でございまして、野菜を作らせたら相当なもんです。

この審議会のほうでも、微力ではございますがしっかりと務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

おはようございます。 〇〇町におります () と申します。元国家公務員、衆議院法制局で勤めておりまして、今は物書きをさせていただいております。東久留米を代表する皆さん方と御議論ができるということで、大変貴重な機会なので、自分もこの機会を大事にして、そして、少しでも皆様方のお役に立てるようになればというふうに思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

シニアクラブ連合会の()と申します。よろしくお願いします。

特別職報酬の審議をどういうふうにやるかよく分かりませんので、とりあえず各市の議員報酬をちょっと調べたら、東久留米は203万円ぐらいですか、大体中頃かなという感じでございました。そんなことかなと思っている程度でございます。あとは内容を見ながら意見を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【総務部長】

本日は()委員のほうが御欠席ということで御連絡をいただいてございますので、よろしくお願いいたします。

なお、名簿のほうはつけさせていただいているかと思いますので、そちらで御確認い ただければと思います。 それでは、続きまして、会長の選出に移らさせていただきたいと思います。ごめんな さい。まず、事務局を御紹介させていただきます。

私の隣にいるのが、総務課長の()課長でございます。

【総務課長】

() でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

() でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

() でございます。よろしくお願いいたします。

【総務部長】

それでは、恐縮でございます。会長の選出に移らさせていただきたいと思います。 会長の選出につきましては、資料2を御覧いただきたいと思います。東久留米市特別 職報酬等審議会条例第4条の規定によりまして、審議会に会長を置き、委員の互選に より定めるということとされてございます。委員の選出につきましては、恐縮でござ いますが、指名推薦により行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、委員の方について、御指名があればお願いをしたいと思います。

【委員】

着座にて、よろしいですか。すみません。

()委員に当たりましては、東京都税理士会、東村山支部のほうからの推薦がございます。そういう人で、皆さん、もうお分かりのとおり、専門的知識豊富な方で経験豊かな方でございます。私としましては、()委員のほうにやっていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

【総務部長】

ただいま()委員を会長に推薦したいとの御発言がございましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【総務部長】

ありがとうございます。

それでは、()委員が会長に選出されましたので、席の移動をお願いしたいと 思います。

(会長、席の移動)

それでは、会長に選出されました()委員より御挨拶をお願いしたいと思います。

【会長】

すみません。ただいま御承認をいただきまして、特別職報酬等審議会の会長をお引き 受けさせていただくことになりました () と申します。よろしくお願いいたしま す。

委員の皆様方におきましては、様々な分野から御活躍されていらっしゃる方々ですので、私自身では微力ではございますが、皆様の御協力をいただきながら役割を果たしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍 手)

【総務部長】

ありがとうございました。

それでは、これからの会議の進行につきましては、会長よりお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。

【議題(2) 副会長の指定】

【会長】

それでは、早速ではございますが、次第5の(2)副会長の指名でございます。

東久留米市特別職報酬等審議会条例第4条3項におきまして、会長が職務代理者をあらかじめ指定する旨、定められておりますので、私のほうで職務代理者となる副会長を 指名させていただきたいと思います。

副会長には、社会福祉協議会会長であり、教育委員などを務められた経験をお持ちの () 委員を指名させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(席の移動)

それでは、() 副会長より御挨拶をお願いしたいと思います。

【副会長】

ただいま副会長に御指名を受けました。力不足とは思いますが、皆様方のお力をお借りしながら、職務を果たしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(拍 手)

【会長】

ありがとうございました。

それでは、この審議会に向けて市長から諮問がございます。よろしくお願いいたしま す。

【議題(3) 諮問】

【市長】

東久留米市特別職報酬等審議会会長、()) 殿。東久留米市長、並木克巳。 東久留米市特別職の報酬等の適正額について。諮問。

東久留米市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

記。

- 1、諮問事項。
- ①市長、副市長及び教育長の給料額ついて。
- ②市議会の議員の報酬額について。
- 2、答申時期。

令和4年6月30日まで。

以上であります。お願いします。

【総務部長】

大変恐縮でございますが、本日の会議に当たりまして、並木市長のほう、このあと公 務がございまして中座をさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

【市長】

どうぞよろしくお願いいたします。

【議題(4) 審議会の運営について】

【会長】

それでは、早速ではございますが、お手元の日程に従いまして、次第5の(4)審議会の運営についてということでお諮りをいたします。

幾つか御確認をいただきたいことがございまして、1つ目は、この審議会の公開と傍聴 の可否についてでございます。

まずは事務局から御説明をお願いします。

【事務局】

それでは、着座にて失礼いたします。私のほうから御説明させていただきます。

当審議会に限らず、全般的に審議会等につきましては、原則公開となります。傍聴につきましても、審議会が原則公開ということになりますので、傍聴の希望があったときには、審議内容が個人情報に関わる等の特別な事情がない限り、原則許可をするということで考えております。

【会長】

それでは、事務局より審議会の公開と傍聴の可否について説明がありましたが、御意 見、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【会長】

それでは、審議会の公開と傍聴の可否については、事務局の説明のとおり御了承をいただきたいと思います。

それでは、改めて事務局にお尋ねします。

本日、傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

【事務局】

いらっしゃいません。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、次に行きまして、この審議会の開催回数、そして、答申時期ということで 事務局より説明をお願いします。

前回が平成15年に審議会を開催させていただいておりますが、そのときには答申の 案を含めまして、4回ほど開催をしてございます。今回につきましても、非常に少ない 回数で申しわけございませんが、今回を含めまして、3回から4回ほどで令和4年6月 頃をめどに御答申をいただければと考えております。

【会長】

事務局よりおよそのスケジュールについて説明がありましたが、御質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【会長】

それでは、答申までのおよそのスケジュールについては、事務局の説明のとおりでご ざいまして御了承いただきたいと思います。

先ほども御説明がありましたこのスケジュールに沿って、慎重審議に御協力いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

次に、会議録の取り扱いについて事務局より説明をお願いします。

【事務局】

総務課で所管をしておりますほかの審議会等は、全言記録という形で会議録を作成し、次回の会議までに委員皆様に御確認をいただくため、送付させていただいております。御確認いただいた後、保存及び市のホームページにおいて公開することとなります。ホームページでの公開時におきましては、御出席いただいた委員の方の氏名を出席委員という形で記載をいたしますが、発言につきましては、発言者の氏名としては特定の場合を除きまして、会長、副会長は、会長、副会長という役職名、各委員に置かれましては、個人名を記さずに委員、事務局は事務局という形で表記させていただき、公開する方向で考えております。

また、情報公開制度を利用した開示請求などがあった場合につきましても、請求内容にもよりますが、同様の対応をすることを基本に考えております。

なお、本日も会議録作成のため音声を録音させていただいておりますが、こちらにつきましては、正本となる会議録の作成後、音声データについては抹消をさせていただくこととなります。

以上でございます。

【会長】

それでは、先ほど事務局より会議録の取り扱いについて説明がありましたが、御質問などございませんでしょうか。

【委員、挙手】

【委員】

()です。今、会議録についての御説明をいただいたんですが、会議録の仕方はいろいろあると思うんです。例えば東京都の特別報酬審は、氏名も含めて全部忠実にしています。一方、清瀬では要旨だけ、あと、多摩26市ではほかの西東京や東村山は委員という名前になっております。

今、この報酬審の会議録の残し方、公表の仕方の提案としては、委員という名前で書いて、そして、内容については、要旨ではなくそのままを、というふうな理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

御指摘のとおりでございます。

御出席いただいた方の名前は会議録の一番前のほうに出席委員ということで、どなたが出席されたかというところは氏名を記載させていただきます。会議の中の、誰が何をおっしゃったかという部分については、発言内容については極力忠実に全言筆記という形で起こしますが、どなたが発言したかというところは「委員」という形で表記をさせていただく、そのように考えております。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

そのほか御質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【会長】

そうしましたら、会議録の取り扱い等につきましては、事務局の説明のとおり御了承 いただきたいと思います。

それでは、審議会の運営については、事務局から説明があったとおり確認をし、次に 進ませていただきます。 それでは、次第5の(5)関係資料の説明に入らせていただきます。 事務局より資料の説明をお願いします。

【議題(5) 関係資料の説明】

【事務局】

それでは、資料の説明のほうをさせていただきます。皆様のお手元のほうに分厚い資料をクリップどめで配布させていただいております。こちらのほうについて御説明のほうをさせていただければと思います。

第1回目ということになりますので、資料1といたしまして、委員名簿のほうをお配りしております。

資料2が審議会条例でございます。主なものにつきましては、先ほどの会長の選任、 副会長の指名のところで御説明をさせていただいたとおりでございます。

それでは、資料3以降の資料について、非常に細かい数字で申しわけございませんが、 説明のほうをさせていただきます。

まず、資料3の1を御覧ください。特別職報酬等改定の推移でございます。

こちらは、東久留米市における市長をはじめとする特別職等、また、議員の報酬等の 改定の推移を平成元年から記載しております。上から、市長、副市長、教育長、議長、 副議長、常任委員長、議会運営委委員長、委員と、それぞれの委員等、改定の推移を横 軸に記載しております。

また、その下に、一番下のほう、下から3つ目です。職員給与改定状況、人事院勧告 と人事委員会勧告について、参考に数値を出させていただいております。

数値の見方でございますが、上段の数字が1か月の報酬額、下段の数字がそのときに 改定した率でございます。平成元年4月に改定がございまして、その後、平成2年も改 定があり、一番上の段の市長の場合ですと70万円から78万円に増額され、その改定 率が11.4%であったと、そういったことでございます。その後、平成4年、7年、 10年に改定が行われております。

平成15年につきましては、この特別職報酬等審議会に諮問をし、答申をいただいて おりますが、額については改定がなされなったため、平成10年の額が令和3年まで継 続しているといったところでございます。

また、職員給与の改定につきましては、東久留米市におきましては、東京都の勧告に基づいて職員の給与を改定してございます。したがいまして、東京都の勧告どおりに合わせて、市の職員給与改定が行われているということでございます。下から3行目と一番下の行、こちらの数字が連動しているといったところでございます。

平成15年度以降につきましては、人事院勧告と都勧告についてはマイナス基調、ずっと下がっていくような基調での勧告がされており、職員給与改定についても同様の基調で改定が行われてきたところでございます。

その後、平成26年度以降、人事院勧告、都勧告ともにプラス基調となり、職員給与 改定についても同様の基調で改定を行われております。

1つの流れというところで御参考にお示しをさせていただいたところでございます。 次の資料の説明に移らさせていただきます。

資料3の2、市長等給料額の特例条例適用状況(平成27年度以降)でございます。こちらは、市長等給料額について、条例に定める額に特例を設けている状況を記載しております。市長、副市長、教育長につきましては、それぞれ条例で定められた本則として、条例に定められた額を記載しております。条例本則は、こちらが条例に記載されている額でございます。市長であれば、平成10年10月1日より月額96万円となっておりますが、そこに特例条例として、その隣になるのですが、平成27年9月1日から平成30年1月まで、本則から10%減額するという特例を設けており、月額が86万4,000円となっております。本来もらえる額から特例条例を設けて、ちょっと少なくしているというような状況でございます。

その隣の欄となりますが、平成28年4月分については、これにさらに10%減額するとの特例を設けておりますので、月額が77万7,600円となっております。

さらに、その隣となります。平成29年4月と5月については、本則から10%減額する、特例からさらに50%減額するという特例を設けておりますので、月額が43万2,000円となっております。

平成30年4月には、本則の50%減額ということで、月額が48万円。平成31年4月には、本則から10%減額ということで、月額が86万4,000円。令和元年の7月には、こちらは新型コロナウイルスの影響での社会情勢等を鑑みまして、本則の15%減額ということで、月額が81万6,000円となっているというところでございます。

条例で定めた額が必ずしも毎月というところではないといったところをお示しさせていただいているところでございます。副市長についても同様でございます。そういったところをまずお示しさせていただきました。

次の資料のほうに移らさせていただきます。

資料3の3、議員報酬額の特例条例適用状況(平成23年度以降)でございます。こちらは、議員報酬額について条例に定める額に特例を設けている状況を記載しております。先ほどのが市長、副市長、教育長で、今度は議員のものになります。全ての議員の報酬について、平成23年7月から27年4月まで、それぞれ本則から特例条例として5%減額した額を報酬月額としております。その後、平成27年7月から31年4月までも同様の対応をしているところでございます。

議員のほうも、必ずしも条例で定められた額がそのまま支給されているということではなく、こういった特例条例というものを設けているという現状のところを御説明させていただきました。

次の資料のほうに移らさせていただきます。

次に、資料の4の1でございます。こちらは、多摩26市特別職報酬等調べでございます。市長をはじめとする特別職、また、議員を含めた26市の報酬額の調べでございます。

まず、一番左が市の名前になっておりまして、そこから適用年月日、これは令和3年11月現在の調べでございまして、それより直近の改定年月日がこの適用月日の欄にございます。例えば八王子市で御説明のほうをさせていただきますと、平成28年4月1日に改定がされているということでございまして、以下、立川市が平成25年4月1日に改定されているということでございます。

八王子市の市長の欄を例に御説明をさせていただきますと、平成28年4月1日に現行の111万円に改定をされておりまして、改定前は110万円だったということでございます。以下同様に各市の現状でございます。

東久留米市におきましては、一番下に記載してございまして、平成10年10月1日に改定があり、現在に至るというところでございます。なお、一番直近というところですと、令和2年度に改定を行っているのが、下から6番目の多摩市でございます。こちらの例でございますが、平成29年の改定額95万600円から95万5,400円へと改定されております。そのほかの特別職、議員についても、横軸のほうに記載がございますが、全て平成29年の額よりも増額で改定がされているといったところでございます。

もちろん、多摩のほうのそれ以前の状況というのは把握しないと、必ずしもどこも上がっている傾向だということは言えないのですが、直近の例というところで御説明のほうをさせていただきました。

次の資料でございます。

資料4の2でございます。こちらは多摩26市特別職報酬額順位表でございます。こちらは、26市の特別職報酬額がどういう位置に置かれているのかということをお示ししてございます。市長から各議員の欄まで報酬額が、ちょっと語弊があるかもしれませんが、高い順に並べてあるものでございます。

例えば東久留米市長の場合ですと、月額96万円ということで網掛けをしているところになります。26市中15位となっております。副市長の場合は84万円で13位、教育長の場合ですと77万円で14位、議長の場合55万円で18位、副議長の場合は51万円で17位、議員の場合は48万円で18位となっております。市長、副市長、教育長については令和元年8月以降、また、議員については令和元年5月以降、特例条例による減額等は適用されておりませんので、こちらの表のとおりの状況であったと、

そういったところでございます。26市の状況をお示しさせていただきました。 続きまして、資料の4の3、特別職報酬額近隣市(4市)との比較でございます。

こちらは、先ほどの資料の中から、特に近隣市となる小平市、東村山市、清瀬市、西東京市の4市と東久留米市を比較した数字でございます。市長の場合は、4市平均で98万6,500円となっており、下から2段目に記載しております。東久留米市、一番下段でございます。96万円でございますので、4市の平均を下回るというところでございます。順位といたしましては、5市中で4位となっております。ちなみに、副市長は5市中で3位でございました。教育長は5市中で3位、議長は5市中で5位、副議長は5市中で4位、常任委員長は5市中で5位、議会運営委員長は5市中で5位、議員も5市中で5位となっております。こちらのほう、近隣市との比較でございます。

次の資料がございます。こちらも同じようなものでございますが、特別職報酬等類似 団体5市との比較表でございます。

この比較でございますが、これは類似団体と言いまして、東久留米市の類似団体というものを国が定めております。これは特に財政諸表の比較をする場合等に用いられるものとなっておりまして、人口規模と産業構造が主な分類の基準となっております。そういう形で国より示されている東京都の類似団体と比較した表がございまして、東久留米市のほかに5市が類似団体として示されております。そちらが、この表にあります武蔵野市、昭島市、小金井市、国分寺市、多摩市でございます。

こちらのほうで順位といたしましては、市長は6市中4位、副市長は6市中3位、教育長は6市中4位、議長は6市中5位、副議長は6市中5位となっております。常任委員長と議会運営委員長については、武蔵野市からは回答がなかったため、5市の中での比較となり、平均も類似団体4団体での平均となりますが、常任委員長は5市中4位、議会運営委員長も5市中4位、議員は6市中5位ということになっております。こちらが類似団体との比較でございます。

次に、資料5でございます。多摩26市の特別職の期末手当でございます。

これは、26市の特別職の期末手当についてお示しをした表でございます。いわゆるボーナスです。東久留米市は条例において、市長、副市長、教育長の期末手当の支給月数の上限を4.45か月としているところですが、26市中12市で同様の年間4.45か月となっております。ちなみに、東久留米市の場合、実際の支給に当たっては、この4.45か月を上限として、職員の期末手当の支給月数と同月分となっております。こちらについては、ちょっと後ほど御説明のほうをさせていただきます。

最も多い支給月数となっているのが、4.55としている町田市、福生市でございます。最も少ない支給月数となっているのが、3.75としている小平市でございます。 次に、右側の欄が議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員に対する期末手 当でございますが、こちらにつきましても、各市とも職員と同様の4.45か月が主な 支給月数となっております。東久留米市におきましては、こちらについては5か月分と しているところでございまして、26市中、最も多い月数となっております。ですが、 この5か月分はあくまで条例上の支給月数でございまして、実際の支給額と異なる点に つきましては、後ほど御説明のほうをさせていただきます。

ちょっと次の資料のほうに移らさせていただきます。

次の資料 6、期末手当支給実績でございます。ちょっと異なる点があるといったところ、こちらで御説明をさせていただきます。

これは、東久留米市の特別職、議員に係る期末手当の支給月数について、本則から減 ずる特例条例を定めておりましたので、そちらについてお示ししたものでございます。 まず、左側の記載の市長、副市長、教育長と、右側の欄に記載の職員につきましてで ございますが、まず、一番下の欄の平成23年度から28年度までは連動していたこと が分かります。同じ支給月数でございます。29年度以降の市長、副市長、教育長につ きましては、条例で上限と定められている4.45に達しておりますので、条例本則に 沿った支給月数となりますが、職員につきましては、東京都人事院勧告に準拠しており ますので、異なる、それよりもちょっと上回る支給月数となっていたことが分かります。 なお、令和3年度分につきましては、職員につきましては、一番上の段、4.550 となっております。市長、副市長、教育長の令和3年度分は予定として4.45、条例 本則と書いておりまして、右側のほうが、職員は4.550というふうになっていると ころでございます。備考のところに記載をさせていただきましたが、こちらは令和3年 12月15日現在で条例改正が未提案となっているところでございます。 こちらにつき ましては、来年度となる令和4年度に0.1か月分の減額を適用するようにということ が国から技術的助言があったところでございますので、その時点において連動する形に なると、そういったところでございます。

次に、真ん中のところに記載にしております議長をはじめとする議員についてでございます。本則では5か月分となっておりますが、それぞれ特例条例によりまして、4.5か月分としていたことが、こちらのほうで御理解いただけるかと思います。条例上は5か月と書いておりますが、5か月支給されているわけではなくて、御自身たちで特例条例という形で条例を提案されまして、マイナスするということで、この4.5というところになっていたというようなところでございます。

令和元年度は職員の支給月数と連動しているといったところになります。ちょっと令和3年度は議員のほうが先に4.45にしておりますが、職員のほうは、後からこの4.55が0.1減って4.45になると、そういった予定であるというところでございます。

先ほど東久留米市の議員に係る期末手当の支給月数について、5か月分で26市中、 最も多い月数として御説明をいたしましたが、実際の支給月数といたしましては、この ようになっていると、そういったところでございます。

それでは、次の資料に移らさせていただきます。

次に、資料7でございます。特別職報酬等年間支給額(令和2年度)でございます。 これは、特別職の年間の支給額をお示ししております。市長の欄を例に御説明させて いただきます。

上段の条例本則による支給額につきましては、報酬額が条例月額となる96万円、下の小さい字で申しわけございません。括弧の中ですが、96万円で、それに12カ月をかけたものと、その右側の隣の欄、期末勤勉手当につきましては、条例月額となる96万円に職務加算分というものがございまして、役職手当のようなものでございますが、そちらは20%となっておりますので、この20%を加えるために1.2を掛けたものに月数となる4.45か月を掛けた512万6,400円となります。したがいまして、市長の年間の支給額は、合計の欄にございます1,664万6,400円となっております。こちらが条例の本則通りに支給された場合の額でございます。

その下段の支給実績につきましては、給料のほうは特に変更はないのですが、期末手当のほうで変更がございまして、6月期については、特例条例で15%減額としておりましたので、月額96万円に職務加算分の20%を加えるため1.2を掛けたものに、支給月数となる2.125か月をかけ、さらに15%減額とするために0.85を掛けることにより算出されております。12月は本則どおりの支給でございましたので、15%マイマスを掛けるという部分が不要となっております。3月期については、支給月数が0.2となります。

それぞれの支給月数、6月期の2.125足す12月期の2.125足す3月期の0.2により、条例で定められた4.45か月、年間としては4.45か月分となり、期末手当の合計額は475万9,200円となっていたというところでございます。したがいまして、市長の年間の支給額は、合計の欄でございますが1,627万9,200円となっていたというところでございます。実際の条例上と支給実績が異なるというところで御理解いただければと思います。副市長、教育長は同様の考え方でございます。

次に、4段目の議長でございますが、支給月数が6月分は本則で2か月分であるところ、特例条例によりまして1.7か月で、議長の支給実績のほうを御覧いただければと思います。6月期が2か月分であるところを1.7か月分で、12月期は本則では3か月分としているところを、特例条例によりまして2.85か月分としており、合計では、本則で5か月分としているところを4.55か月分としているところでございます。なお、こちらは令和2年度の状況となります。令和3年度については、特例条例において、支給月数を4.45か月分としているところでございます。

副議長、常任委員長、議会運営委員会、議員については、同様の考え方でございます。 こちらが実際の条例の額と支給額の年間の合計額のほうを算出した表でございます。 次の資料に移らさせていただきます。

次が、職員の職階別平均支給給与額ということでお示しをさせていただいております。 令和2年度支給額でございます。 こちらは参考となりますが、職員と比較した場合をお示しするために、職員の年間支 給額の代表的なものをお示ししております。

部長職については、給料、管理職手当、地域手当、期末勤勉手当で、合計の順で年間で 1,081万3,962円の支給額となっております。

それから、課長職につきましては、こちらは平均でお示しをしてございますが、合計で ございます。 9 2 1 万 4 、 3 8 9 円の支給額となっております。

一般の職員につきましても、一番下に書いておりますが、こちらも平均をお示ししておりますが、合計で626万8,646円の支給額となっているところでございます。こちらについては、直接、今回の諮問事項という性質のものではございませんが、参考に資料として提出をさせていただいております。

次でございます。

資料9、令和2年度多摩26市決算状況でございます。こちらは、26市の予算の決算状況でございます。

まず、歳入総額でございます。東久留米市、一番下から2行目になります。東久留米市ですと、令和2年度の歳入総額が586億3,873万4,000円ということでございまして、そのうち、地方税が172億5,866万円ということで、東久留米市の場合は、歳入のうちの約29.4%を占めておりまして、ちょっと平均を下回っているというような状況でございます。市民1人当たりの決算額としては14万7,501円というところでございます。

それから、その右側が、1、地方交付税でございます。こちらは、国から手当され、 使途が決められていないものでございます。国が全国的にいろいろな算出の様式を持っ ておりまして、統一された中で計算され、各市町村に交付されるものでございます。令 和2年度につきましては、29億円ほど交付されていたということでございます。

その隣の欄からは、東久留米市の財政状況に関する指標でございます。大変専門的なところとなるのですが、まず、財政力指数でございます。下の表に用語解説をお示ししております。こちらは、地方公共団体の財政力を示す指標で、普通交付税の算定の基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値でございます。この数値が高いほど財政力があり、1以上の団体は普通交付税の交付団体となります。東久留米市は平均を下回っております。1も当然下回っているというところでございます。1を超えているところと言いますと、ちょっと上のほうを見ていただくと、どちらかというと、何か裕福そうだな、栄えてそうだなというところが多いというような状況でございます。

次の欄が実質収支比率でございます。こちらは、実質収支、累積黒字または赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。3%から5%の範囲にあることが望ましいとされていますが、地方公共団体の財政規模や年度ごとの計上等の影響を受けるため、どの程度が適当であるということが一概には言うことが難しいと、そういったものでござ

います。

次に、その隣が公債費負担比率でございます。公債費充当一般財源、地方債の元利償還金等の公債費に充当される一般財源が、一般財源総額に対してどの程度の割合になっているかを示す指標でございまして、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかを見ることによりまして、財政構造の弾力性を判断するものでございます。歳入のうちのどれだけ借金を返さなきゃいけないかというところでございます。目安として、15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインと言われているところでございます。東久留米市におきましては7.3%で、平均値と同じというようなところでございます。

次に、経常収支比率でございます。地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源が、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費にどの程度使われているかの割合でございます。この比率が低いほど政策的あるいは臨時的である行政事業に弾力的に対応し、また、経済変動にも的確に対処することが容易となるものでございます。東久留米市におきましては92.9%となっておりまして、平均を上回ってしまっているというような状況でございます。

次に、地方債現在高でございます。市の借金でございます。こちら、251億7,180万2,000円で、1人当たり21万5,131円となっており、こちらは平均を上回っていると、そういったところでございます。

最後に、市のほうの貯金、積立金現在高でございます。こちらが66億9,679万5,000円で、1人当たり5万7,234円となっておりまして、ちょっと貯金のほうにつきましては、平均を下回ってしまっていると、そういったところでございます。 財政指標のほうについて御説明のほうをさせていただきました。

次に、資料の10でございます。令和3年度東京都26市の概要でございます。こちらは、西東京市のほうで調整された資料でございまして、今回、許可をいただいて、この会議でお示しをするものでございます。

面積、人口、職員数とありまして、職員1人当たりの人口をお示ししております。一番上の行になります。東久留米市の場合、職員1人当たり199名ということで、平均の171名を上回っている状況でございますので、少ない職員数で行政運営を行っているということが捉えられるのかなというふうに考えております。

次に、議員数と議員1人当たりの人口をお示ししております。東久留米市の場合ですと、議員1人当たりの人口が5,319名ということでございます。平均の6,128名を下回っている状況でございます。

その隣に一般会計当初予算として予算総額、それから、市税、議会費、人件費についてお示しをしております。

次に、資料11でございます。多摩26市の市議会活動状況でございます。

こちらは、多摩26市、各市の市議会の活動状況をお示ししてございまして、まず、議会構成といたしましては、一番左側は議会の条例で定められた定数でございます。それから、その条例定数に対する議員数でございます。欠員がいる場合は欠員数ということでお示しをしております。東久留米市につきましては、一番下にお示しをしております条例定数が22人ということになっておりまして、この調査時点における欠員はいない、22名の方がいらっしゃるということでございます。

それから、その隣に会議状況を記してございます。会議状況につきましては、ちょっと令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、審議時間が短縮されたりということがございましたので、令和元年度の状況のほうを記載させていただいております。令和元年度の会議状況といたしましては、東久留米市議会では、定例会、これは3か月ごとに開催されておりますが、定例会が25日間会議を行っているというところでございます。そのほか、臨時会を1回、1日行っているところでございます。東久留米市の場合は、定例会、臨時会に要した時間として、120時間47分であったということをお示ししております。

当然、市議の皆様のお仕事としては、この議会だけではございませんが、条例上で必ず拘束するというような時間というところでお示しをさせていただいている、そういったところでございます。

最後でございます。資料12の答申でございます。こちら、東久留米市特別職の報酬等の適正額についての答申ということでございまして、こちら、平成15年度に実施をされました東久留米市特別職報酬等審議会の答申を参考までに添付をさせていただいております。

以上、大変雑駁な説明で誠に申しわけございませんが、説明のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございます。

事務局より資料について説明がございましたが、御意見、御質問等ございませんでしょうか。お願いします。

【委員】

大変詳細な資料、ありがとうございました。一遍に言われても、とても頭に入ってこない内容なんですが、すごくシンプルなことなんですけど、今まで何度か特例条例で減額をしているわけですが、その際、特別報酬審は開かれていないわけなんですが、その関係をどういうふうに考えればいいのかというのが1点と、それから、この前の答申、今、拝見をすると、議員の政務活動費についても言及していますが、政務活動費についても我々は検討しなければならない対象なんでしょうか。その2点についてお尋ねしたいと思います。

【会長】

事務局からお願いします。

【事務局】

それではお答えさせていただきます。

まず、特例条例の関係でございます。こちらにつきましては、本則のほうを改定する場合には特別職報酬等審議会のほうをお諮りするという形で考えておりますが、特例条例の場合につきましては、そのときの時流ですとか、社会情勢において、急にやらなければいけないというところもございますので、そちらについては開催は必要としないという考え方でございます。

次に、平成15年のときに政務活動費のほうについて御審議をいただいていたというところでございます。こちらにつきましては、必ずしも審議をしていただかなければならないものではございませんが、ただ、議員活動をしていく中での非常に重要なファクターとなる政務活動費でございますので、市から支給されるという点では変わりがないというところになります。ですので、報酬と一体的に審議をしていきたいということで平成15年度のときには御意見をいただいたと、そういったところでございます。

特段、しなければならないものではございませんが、委員の皆様の声を、これもやは り一体で考えるべきだろうというところであれば、私どもとしては必要な資料等を御提 示させていただくと、そういうふうなことになろうかと思います。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

私からも御質問させてよろしいでしょうか。

資料がいろいろ出てるんでございますが、すみません、特に資料の6番で、市長ほか皆様の期末手当等の支給実績というところで、計算の仕方と言いますか、書いていただいているんですけれども、その中で、右端で職員の方に関しては、東京都人事委員会勧告に準拠とあるんですが、そもそも人事院勧告とか、東京都の人事委員会勧告というものがどういうものかという御説明と、それに連動して、市長さんの手当等の数字も連動しているところがあるということで、大まかな流れと言いますか、考え方というのを御説明いただいてもいいでしょうか。

【事務局】

かしこまりました。

人事院勧告でございます。こちらにつきましては、公務員の給料というところが、やはり税を元に支給をいただいているというところを考えますと、社会全体的な経済状況であるとか、市民の皆様の生活実態とかけ離れたところになるところは望ましくないところはございます。そういったところで、国のほうで各種経済調査等を実施いたしまして、国民全般的にどういった状況であるのかというところを調査、その中での結果に基づきまして、人事委員会というところがございまして、そちらのほうで公務員の給与額の妥当な線というところを毎年お示しいただくというところでございます。

東京都の人事委員会のほうがその国の人事院勧告を踏まえながら、東京都としての調査結果を反映させて、当然、各自治体によって様々な違いがございますので、東京都は東京都でそういったところでの調査を行って、東京都としてはこれぐらいのところでしょうというような基準を示してくださるというところでございます。

東久留米市は東京都基準に準拠をして、連動させる形で職員の給与を定めるというような流れでございます。

【総務部長】

すみません。東京都の市町村は、どこの自治体も基本的には26市については東京都 準拠ということでやっていますので、国の人勧準拠というのも考え方としてはあって、 地方に行きますと、国に準拠というところもあるんですけど、東京都の26市について は、基本的には東京都準拠という取り扱いをしている。23区は、また人事委員会を持 っていますので、個別に出しているような形。26市については、東京都準拠という。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

()委員の御質問にも関連するかもしれないんですが、確認させていただきたいのは、東久留米市特別職報酬等の等というのは、先ほど言われた政務調査費とかが入るというようなことですか。

【事務局】

どちらかと申しますと、この条例上の名前になる報酬等の等というところは、特別職は実は報酬ではなく給料ということになるんです。なので、本来ですと、特別職の給料及び議員の報酬とかっていう書き方になるのかもしれないんですけど、そういう名称上、取りまとめたところで等というようなことがあるのかと思います。

ただ、先ほどもちょっとお答えをさせていただきましたが、政務活動費であるとかといったところにつきましても、一体的に、例えば議員報酬が他市と比べて一緒だという

状況だったとしても、実際に議員活動をされる政務活動費のほうと大きな開きがあるとなると実質的には違うということになりますので、委員の皆様の御意向によって、そこも併せて検討をしたいということであれば、それはもちろん御用意のほうはさせていただくというふうに考えております。

【委員】

その中に交際費、市長と教育長は交際費をお持ちだと思うんです。副市長はホームページ上では確認できないんですが、交際費などもその等の中に入るのかなということなんですが。

【事務局】

交際費は入らない。

【委員】

入らない。

【総務部長】

すみません。基本的には、市長と教育長と、あと、議会の議長、皆さんそれぞれ、例えば市長であれば市長部局としての運営に当たり、必要な交際費、例えば慶弔の関係とかに出すような場合とか、また、教育については、教育委員会が行政委員会ということで、市長部局とは別なので教育委員会として交際費を持っています。あと、これは二元代表制の議会のほうの話なので、議会のほうも議長にという形ではあるんですけれども、議長交際費というのがございます。

これは、担当の話からして、これは給料の話ではないので、基本的には別という取り 扱いになります。

あと、すみません。市長、副市長、教育長の場合は給料という話なんですが、基本的にはこの3名につきましては、常勤職として勤務いただいているという形から、給料を。 すみません。

【委員】

ちょっとすみません。すごい資料なんですが、ちょっと的を外れるかもしれないんですけど、分からないので、できる範囲の中で教えていただけたらと思います。

資料10なんですが、ここに東久留米の議員さんの定数22名、それで、その22名に対して、議員1人当たりの人口が5,319名やったという形になっているんですが、これに関しまして、収入、一般収入、会計収入があります。そうすると、全部見させてもらって、各市、ばらばらなんです。ということは、給料問題、ちょっと引っかかって

くるかどうかはちょっと分からないんですが、収入だとか、人口密度とか、それに関して、東久留米の場合、定数22名、いい悪いじゃないんですよ、どうしてそういうような形で各市がばらばらなんですか。そこのポイントがちょっと分からないんです。金額的には、ほぼ真ん中辺、議員さんの給料もいっているんですが、全体のバランスとしたら、どうしてこうなるんだろうって、そこのところで、定数というのは議会か何かで決めているんですか。

【総務部長】

基本的には、地方自治法の中で、大体このぐらいの人口規模ですとこのぐらいの議員の数ですとか、そういう大まかな目安が出ています。あと、課長が言いましたとおり、最終的には条例で定めるというふうに。

【委員】

今、部長が言ったのに補足なんですけど、以前は人口規模で議員数が決まっていました。その次に、人口のこのゾーンだと何名以内といって、大体大枠を示した時期がありました。今は自由に定められるようになっているんです。

部長がおっしゃったように、以前、地方自治法では、これぐらいの人口ではこの範囲の中でという定め方をしていたので、その頃の議員数が残っているんだと思うんです。 そういうことだろうと思います。

【委員】

大変ありがとうございました。近いのが、昭島市、小金井市が近いということで、今 おっしゃったような形でいっているんでしょうね。勉強になりました。ありがとうござ いました。事務局、ありがとうございました。

【委員】

先ほどの()委員の御質問と関連するかも分からないんですが、特例条例というのはかなり常態化しているというか、それは市長さんもそうですし、議員さんもそうなんですが、いろいろ、ほかの市との比較とかも出ているんですけれども、我々は、この場ではどういうようなところを、本則を議論するのか、実態上のことを議論するのか、どういう形でそこら辺を考えていけばいいのかということがちょっとよく分からないんですが、もしお考えがあればお聞かせいただきたいです。

【会長】

お願いします。

やはり、特例条例というのは特例でございますので、本質的には本則というところで 決まったものに沿ってやられるというものが本筋であろうというふうに思っておりま す。

市議会の議員の皆様への報酬というところにつきましても、やはり5というところがどうなのかというところの御議論があって、御自身たちで4.5と4.45という特例を設けているところでございますので、それはこの特別職報酬等審議会の中で、本則としてどれぐらいの月数が妥当なのかというところを御議論いただいて、そういった急な経済状況の変化とかで必要になってやることはあるとしても、原則としては本則に従ってというところになっていくようなことが望ましい、そういう部分で御議論をいただきたいというのが趣旨でございます。

【委員】

そうすると、ほかの市でもそういう特例条例だとか、多分、こういう状況だとおやりになっているというふうに思うんですが、実態上の比較というのはなかなか難しい、そういう情報も分からないと分からないということなんでしょうか。

【会長】

お願いします。

【事務局】

例えばのお話としてですけれども、どこかに絞って、この時期に特例条例が適応されていたかということで情報収集をして比較表を作っていくということは可能だとは思うのですが、ただ、この特例条例については、その市、自治体において様々な事情で実施されていることがございますので、その前の月はいくらだったとか、たまたまその月だけ特例条例があったとかということは起こり得るので、なかなか正確な比較というところは難しいのではないのかなというふうには思います。

【委員】

分かりました。

【委員】

この資料3の2にありますよね。市長等給料額の特例条例適用状況というのがあります。これ、正直に言ってかわいそうなんですけど、50%減とかありますけど、これに関しましては、議会のあれですか。話ですか。

様々、経済環境が悪化して、そこに合わせるためには減額というところもございます し、また、市長の政策的なところで、公約として、例えば他市なんかでもよく耳にされ ることがあると思うのですが、公約として、市長になったら私の給料を何パーセント下 げますというような形で選挙に出られる方もいらっしゃいますし、そういったものが反 映されていることもございます。

あとは、やはり市のほうで何か重大な問題が起きたときに、市長としての姿勢を示す ということで減額ということをやられるということも実態としてはあろうかというふ うに思います。

【会長】

そのほか御意見、御質問等ございませんでしょうか。

【委員】

直接関係ないかもしれないんですが、東久留米市は副市長を複数名置ける市とかっていう、それの確認と、もし、そういう財政的に厳しいんでしょうけども、市政運営をする中で、私は前から副市長が複数いたほうがスムーズに運営できるのかなと思っている1人なんですが、そういう議論は今回は必要ないですよね。複数名置けるのかどうかという確認をお願いします。

【会長】

お願いします。

【事務局】

東久留米市につきましては、副市長の方は2名置くということは可能ではございます。 報酬等、給料というところになりますので、この審議会での審議事項をすることは難し いかというふうに思います。

【会長】

その他、御意見、御質問等ございませんでしょうか。お願いします。

【委員】

いろいろ膨大な資料を、考えて困っているんですけど、どれに絞って審議していった らいんですか。

あくまで担当の考え方としての御説明になろうかと思いますけれども、いずれにいたしましても、周辺市との均衡というところは1つあるのであろうというふうに思いますので、他市の状況がどうなのか、特に類似団体での状況はどうなのかというところは、1つ重要なファクター、要素になるのかなというふうに思います。

それと、もう一つは、過去からの経緯というところがございます。その中で、平成10年から動いていないというような状況でございますので、その期間の経済の情勢というところを、これは都人勧というところが職員の場合は準拠しているというところがございますので、その動きがどうだったのかというところはもう1つの要素となるのかなと。

その2つの要素について、皆様についてお示しをさせていただきながら、そこからさらに御議論をいただいて、妥当なところというのを見ていっていただくというような流れがよろしいんではないかなと、事務局としては思うところでございます。ただ、当然、資料はこれで全てというところではございませんので、委員の皆様のほうから、本日ということではなくて、次回の開催までの間にこういったものがあると審議がしやすいとかっていうところがあればお申しつけいただいて、作れるものについては御用意をさせていただくと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【会長】

そうしましたら、今、皆様よりお気づきの点について御質問いただきました。

とりあえず今日のところは、改めて皆さんの手元でゆっくりと資料のほうを御確認、御検討いただきまして、問題点を抽出していただきまして、それを次回に持ち寄っていただければと思います。それから、先ほども事務局からおっしゃっていただきましたが、必要に応じて、委員の皆様が必要と考えられる資料等も事務局のほうで御提示いただきながら、これから審議を進めていくというようなことで御了承いただければと思います。ついては、本格的な審議というものは次回以降にゆるざるを得ないかと思いますが、およそ全体的な説明をいただいたというところで、どうでしょう、まだ御意見、御発言をいただいていない方もいらっしゃるかと思うんですけども、今回の印象とか、感想でも構いませんけれども、() 委員も一言いただいてよろしいでしょうか。

【委員】

1つ、ちょっと確認させていただきたいのは、並木市長、1月19日までということで、新しい市長になるかと思うんですけれども、新しい市長が特別職の報酬について、いかなる立場に立つかがちょっと不明確な状況において、審議をどういうふうに進めていくのかというのがちょっと不安なんですけれども、それはどういうふうにお考えですか。

【総務部長】

ごもっともな御質問かと思いますけれども、基本的には、市長と議会等の調整の中で、報酬審を開いて、ここで、要は上げろとか下げろとかいう理屈よりも、透明性を確保するという点でそれぞれお認めいただいてスタートさせていただいているものでございますので、基本的には、市長選後の市長の関係からすれば、議案として、給料条例制度という中で、その答申を受けたものを選択する余地は当然あろうかと思います。

ただ、行政としては、予算を使って議会の御承認をいただいて進めてきている経過が ございますので、それは事務局のほうから、市長選後の結果を踏まえて、しっかりお知 らせはしていきたいというふうに思っております。

【会長】

ありがとうございます。

そうしましたら、皆様方よりいろいろと御意見をいただきましてありがとうございました。次回以降も皆様のお知恵を出していただきまして、議論して、答申へ向けて進めていただければと思います。改めて御協力のほうをよろしくお願い申し上げます。 それでは、次第5の(6)その他でございます。事務局より何かございますでしょう

それでは、次第5の(6)その他でございます。事務局より何かございますでしょうか。

【議題(6) その他】

【事務局】

それでは、次回日程について調整をさせていただければと思います。次回につきましては、1月下旬から2月上旬頃に開催をさせていただければというふうに考えております。具体の日程でございますが、皆様、手帳を御用意いただいてありがたいのですが、改めて事務局のほうから御連絡をさせていただきまして、調整のほうをさせていただけ

ればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、以上で令和3年度第1回東久留米市特別職報酬等審議会を閉会いたします。 ありがとうございました。

閉会時刻 10:48